

日本 NPO 学会 第 10 期 第 20 回理事会(2020 年 5 月 10 日)

新型コロナ対応による研究大会開催の延期に伴う会員の権利保障について (案)

#### 〔経過〕

本会では、電子メールによる第 19 回理事会(審議期間 2020 年 4 月 8 日～4 月 12 日)において、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、2020 年 6 月 6 日(土)・7 日(日)に駒澤大学で予定していた第 22 回年次大会(以下「本年度大会」という)の開催を同年 11 月 21 日(土)・22 日(日)に延期することを決定した。

翌 4 月 13 日、会長及び大会実行委員長連名により会員あてに開催延期を告知したが、その際、延期後の日程での報告、登壇が困難な会員等への対応について引き続き検討していくものとした。

翌 4 月 14 日、会長及び大会実行委員長は、登壇者(会員研究・実践報告者、モデレーター、コメンテーター)に対し、延期に伴う都合について照会した(回答期限:4 月 30 日)。

その結果、回答期限を経て 5 月 8 日までに、照会した登壇者 29 名中 23 名から回答があった。内訳は「予定日時に参加可能」とした者:22 名、同じく「参加困難」とした者:1 名である。未回答者は 6 名であった。

実行委員会では大会プログラムについて現状をベースにしつつ、延期に伴う変更を反映し再度組み直していく予定であり、未回答者 6 名から回答を得るため連絡に努めている。

#### 〔課題〕

本会会員細則第 3 条第 4 号では、正会員の権利として「本会が主催する年次大会に研究等を発表することができる」としている。前掲の第 19 回理事会で承認された審議事項でも、延期することを主文とし、なお書きとして、「この時日(注:11 月の新日程)で実施できない会員の研究報告については、フルペーパー等報告類型により必要な報告書類の投稿・公表を前提に、報告者の事情に応じて最大限の権利保障がなされるように対処する。その他の延期不可能なパネル等を含め、具体的な実施方法については、流動的情勢を踏まえ関係委員会等と調整をはかり、執行部の判断に基づき決定する。」としていたところである。

執行部としては、上記の経緯等に照らし、表題の件について、下記のとおり決定し、実行委員会とも連絡のうえ取り組む予定であるので報告する。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染等の動向に応じて、適時適切に対応するため、引き続きご理解とご協力を引き続きお願いしたい。

#### 記

1. 上記照会に未回答の 6 名の会員に対し、5 月 15 日を延長期限として回答を求める。
2. 上記期限までに「予定日時に出席困難」と回答した会員を対象として、フルペーパー等報告類型により必要な報告書類の投稿・公表を前提に、報告者の事情に応じて最大限の権利保障がなされるように対処する。
3. 具体的な実施方法としては、予定日時に代わる発表(以下「代替発表」という。)の機会を別途設けるものとする。
4. 代替発表機会の日時については、当該会員の希望に基づき、当初開催を予定していた 6 月 6 日・7 日以降本年度内に設定する。設定した代替発表については、本年度大会の登壇者と同様、報告類型に基づく報告書類を事前に公表し、日時を会員に告知し参加(オンラインを含む)できるようにする。
5. その他具体的な実施方法については、実行委員会等と調整をはかり、執行部の判断に基づき決定する。
6. 代替発表をもって、本年度大会で発表したものと認める。
7. 代替発表を優秀発表賞の選考対象に含め得るか否かについては、学会賞選考委員会の意見を求めた上で執行部において判断し、理事会に報告する。

以上